

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計 画 主 体	三好市

三好市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名:三好市 産業観光部 農林政策課

所 在 地:徳島県三好市池田町マチ 2145 番地 1

電 話 番 号:0883-72-7617

F A X 番 号:0883-76-7690

メールアドレス:nourinseisaku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・サル・シカ・ヒヨドリ・スズメ・ハクビシン・アナグマ・タヌキ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	徳島県 三好市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻・イモ類・タケノコ・カボチャ等	299万円 ・ 1.06ha
サル	果樹・野菜・マメ類・イモ類・キノコ類	279万円 ・ 0.70ha
シカ	そば・ぜんまい・ダイコン・ニンジン・茶 等	79万円 ・ 0.11ha
ヒヨドリ・スズメ	水稻等	2万円 ・ 0.06ha
ハクビシン アナグマ タヌキ	トウモロコシ等	48万円 ・ 0.04ha

(2)被害の傾向

<p>本市では有害鳥獣の捕獲と防護の複合的な対策により、野生鳥獣による農作物等の被害は減少しているものの、依然として被害が継続している。また、山間部の過疎化に伴い、年々鳥獣の生息地域が人里に接近している状況である。</p> <p>有害鳥獣(イノシシ・サル・シカ)の捕獲状況は年間 4,000 頭を超える捕獲を実施しているが捕獲数は高止まりの状況である。</p> <p>被害防止対策の状況は、集落等で電気柵・金網柵等の対策を施す地域が多く、対策をしている地域では被害が減少している。一方で、対策が施されていない集落や防護柵等の破損・故障等の田畑は、被害が継続している。また、集落内の遊休農地が有害鳥獣の住処や隠れ場となり、近辺の田畑に被害を与えている状況もある。</p> <p>イノシシは市域の全域で出没しており、山間部のみならず、平野部や住宅地に出没する場合もあり、人的被害が発生する危険も高い。</p> <p>サルは市内全域に生息しており、農作物被害も多く発生している。近年は市街地付近でも出没が確認されており、人的被害が発生する可能性もある。被害対策には計画的な捕獲が必要であり、鳥獣被害対策実施隊による集中捕獲を実施している。</p> <p>シカは剣山系を中心に、市域の全域に出没しており、山間部のみならず、平野部に近い林野にまで出没し、樹木、農作物の被害が継続している。</p> <p>ヒヨドリを中心とした鳥類の被害も報告されており、池田地区や三野地区をはじめ、市域の各地で被害がある。</p> <p>ハクビシン・アナグマ・タヌキ等の小動物の被害が増加しており、小動物用捕獲檻による捕獲を実施している。</p>

(3)被害の軽減目標

指標		現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
イノシシ	被害金額	299万円	239万円
	被害面積	1.06ha	0.84ha
サル	被害金額	279万円	223万円
	被害面積	0.70ha	0.56ha
シカ	被害金額	79万円	63万円
	被害面積	0.11ha	0.10ha
ヒヨドリ スズメ	被害金額	2万円	1万円
	被害面積	0.06ha	0.03ha
ハクビシン アナグマ タヌキ	被害金額	48万円	38万円
	被害面積	0.04ha	0.03ha

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、サル、シカについては、旧町村単位にある6地区の猟友会と委託契約を結び、捕獲班を編成し有害鳥獣捕獲を実施してきた。 ・三好市鳥獣被害対策実施隊においても8基の大型囲い罟を導入している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員の高齢化、技術継承。 ・捕獲班のスキルアップ。 ・サルを群れで捕獲できる有効的な方法の模索。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の設置を行う際に、集落ぐらみで対策を講じる体制を少しずつ進め、集落環境の点検なども併せて行うように進めてきた。 ・既に設置している集落において修繕・機能向上にかかる対応を柔軟に施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵設置に高額な費用が必要であるため、設置に躊躇する農家もいる。 ・低コストで有効な防護柵の模索。 ・更なる防護柵設置の普及。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な集落点検により、放任果樹の洗い出し、除去に努める。 ・猟友会等と連携し獣の特性に合った防護捕獲に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明の放任果樹 ・地域の担い手の確保

(5) 今後の取組方針

- ・令和7年度の被害軽減目標は、令和3年度被害面積及び金額の20%減とする。
- ・後継者の育成を図るべく狩猟免許の取得補助を実施する。
- ・侵入防護柵の設置の推進や修繕・機能向上の取り組みの補助を実施する。
- ・集落内の遊休農地に有害鳥獣が近づきにくい地域活動を推進する。
- ・放置果樹の撤去指導や食べ物を与えない、獣を寄せ付けない環境づくりの取組を推進する。
- ・地元猟友会にサル用捕獲檻の設置のための材料費の補助及び猟友会による管理を実施する。
- ・LPWA通信を利用したセンサー等を活用し捕獲の効率化を図る。
- ・GPS発信機を利用し行動調査を実施、防護と捕獲に活用する。
- ・鳥獣被害防止対策協議・地域猟友会・鳥獣被害対策実施隊等と連携を図り、地域の現状・要望等を把握しつつ鳥獣被害防止対策を円滑に実施するとともに、徳島県を通じて近接地域との連携も図ることで、総合的な対策を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地元猟友会と委託契約し、6つの旧町村ごとに有害捕獲班を編成し有害捕獲及び個体数調整を実施する。さらに地域ぐるみの鳥獣被害防止対策として、地域が主体となって現地研修会や講演会などを開催して、追い払い活動の徹底・放置果樹をなくす・防護柵の普及など、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けて体制整備を行う。

捕獲を推進するため、より遠距離からの銃による捕獲に有効なライフル銃による捕獲を鳥獣被害対策実施隊で実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ サル・シカ	・被害情報、目撃情報の収集に努め、より効率的に捕獲が図られるように情報共有を図る。 ・電気柵を含む防護柵の設置を推進する。 ・他町村との連携を図る。
令和6年度	イノシシ サル・シカ	
令和7年度	イノシシ サル・シカ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画頭数の設定の考え方
第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画を参考とし、捕獲実績に基づいて設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	800頭	800頭	800頭
サル	300頭	300頭	300頭
シカ	3,200頭	3,200頭	3,200頭

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>被害発生地域を重点的に、積極的に有害鳥獣捕獲を実施する。なお、有害鳥獣捕獲に使用する猟具は、使用する場所での安全性に十分配慮し、効果のあるものを使用する。</p>
--

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>必要性:ニホンジカ・イノシシ等有害鳥獣の捕獲</p> <p>実施時期:令和5年4月1日～令和8年3月31日</p>

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	<p>設置規模については申請により、市単独補助事業で小規模な圃場に対策をしているので未定、広域的な設置については対象地域を含め検討していく。</p>		
イノシシ・サル・シカ	侵入防護柵設置費用の助成及び情報提供	侵入防護柵設置費用の助成及び情報提供	侵入防護柵設置費用の助成及び情報提供
備考	市単独事業 予算 3,200 千円(補助金額)	市単独事業 予算 3,200 千円(補助金額)	市単独事業 予算 3,200 千円(補助金額)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	設置者及び地域住民による点検・管理 ・圃場周辺の草刈り ・進入路の特定補修 ・電気柵の電圧確認		
ニホンザル	設置者及び地域住民による点検・管理 ・圃場周辺の草刈り ・進入路の特定補修 ・電気柵の電圧確認 ・放任果樹の除去 ・追い払い活動		
ニホンジカ	設置者及び地域住民による点検・管理 ・圃場周辺の草刈り ・進入路の特定補修		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

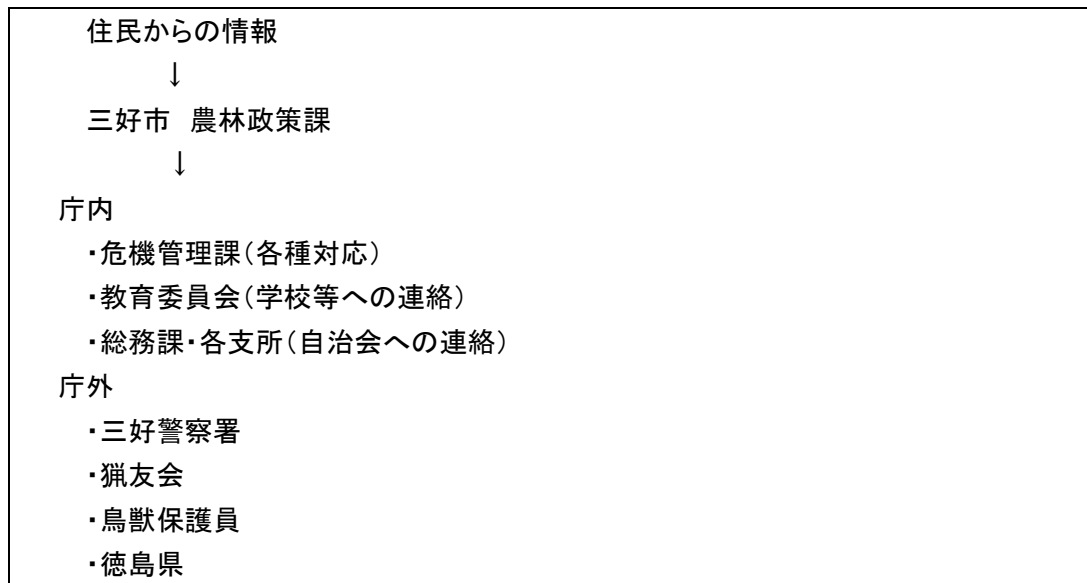
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンザル	地域住民による継続的な追い払い活動 放任果樹の撤去
令和6年度		
令和7年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

構成機関の名称	役割
三好市各地区猟友会	狩猟・有害鳥獣捕獲・被害状況個体数の動向等の情報提供
三好警察署 生活安全課	情報提供・助言・指導
鳥獣保護員	情報提供・助言・指導
徳島県	情報提供・助言・指導
三好市 農林政策課	有害鳥獣捕獲許可

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害鳥獣捕獲許可によって捕獲した対象鳥獣については、埋設及び焼却等により適正処理、及び食肉利用をおこなってきた。今後も適正処理を実施し、食肉等の有効利用の拡大を図る。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食肉加工施設へ搬入、加工後食肉として販売 各種加工品へ OEM 加工し販売
ペットフード	動物用ペットフードに加工販売
皮革	他業者と連携し財布等革製品に加工販売
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等 でのと体給餌、学術研究等)	鹿角等アクセサリーへの活用を検討

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

-

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

国産ジビエ認証制度を活用し、衛生管理、捕獲から搬入に係る研修会を開催する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	三好市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
三好市各地区猟友会	狩猟・有害鳥獣捕獲・被害状況個体数の動向等の情報提供
JA阿波みよし	生産者が行う被害防止体制等の支援 有害鳥獣捕獲体制の整備・被害状況個体数の動向等の情報提供
三好東部森林組合	
三好西部森林組合	
三好市農林政策課	被害防止対策の支援・生産者等に対する助言及び啓発・有害鳥獣捕獲体制の整備・被害状況の把握・人材の育成・普及啓発の推進及び各種情報の提供市町村間及び県との調整等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員を中心とした鳥獣被害対策実施隊員
活動内容: 捕獲檻等による有害鳥獣の捕獲に努める。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農業者だけでなく一般住民にも啓発し、地域での取り組みを進めていく

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害防止対策啓発活動
近隣町村協議会と情報を共有し、捕獲・防護に努める
モデル地区を創出し地域ぐるみの獣害対策を実施していく